3　法第二十条第二項の規定により通知をしようとする国等の機関の長は、評価の結果を記載した書面を提出することができる。この場合において、第一項の規定にかかわらず、別記様式第二十四による届出書の正本及び副本に、それぞれ前条第三項の表に掲げる図書その他所管行政庁が必要と認める図書を添えて、これらを所管行政庁に提出しなければならない。

（特殊の構造又は設備を用いる建築物の認定の申請）

第十六条　法第二十三条第一項の申請をしようとする者は、別記様式第二十七による申請書に第二十条第一項の評価書を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

（評価書の交付等）

第二十条　登録建築物エネルギー消費性能評価機関は、評価を行ったときは、別記様式第三十一による評価書（以下単に「評価書」という。）を申請者に交付しなければならない。

2　（略）

3　評価書の交付については、登録建築物エネルギー消費性能評価機関の使用に係る電子計算機と交付を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクの交付によることができる。

第四節　特定建築主の新築する分譲型一戸建て規格住宅に係る措置

第五節　特定建設工事業者の新たに建設する請負型規格住宅に係る措置

第二十二条の二　法第二十八条の四第五項において準用する法第十七条第二項の立入検査をする職員の身分を示す証明書は、別記様式第三十二の二によるものとする。

（熱源機器等）

第二十四条の二　法第二十九条第三項の国土交通省令で定める機器は、次に掲げるものとする。

一　熱源機器

二　発電機

三　太陽光、風力その他の再生可能エネルギー源から熱又は電気を得るために用いられる機器

2　法第二十九条第三項の国土交通省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　前項各号に掲げる機器のうち一の居室のみに係る空気調和設備等を構成するもの

二　前項各号に掲げる機器のうち申請建築物から他の建築物に供給される熱又は電気の供給量を超えない範囲内の供給量の熱又は電気を発生させ、これを供給するもの

（自他供給型熱源機器等の設置に関して建築物エネルギー消費性能向上計画に記載すべき事項等）

第二十四条の三　法第二十九条第三項第三号の国土交通省令で定める事項は、申請建築物に設置される自他供給型熱源機器等から他の建築物に熱又は電気を供給するために必要な導管の配置の状況とする。

2　法第二十九条第三項の規定により同項各号に掲げる事項を記載した建築物エネルギー消費性能向上計画について同条第一項の規定により認定の申請をしようとする者は、第二十三条第一項に規定する図書のほか、次に掲げる図書を添えて、これらを所管行政庁に提出しなければならない。

一　他の建築物に関する第二十三条第一項の表に掲げる図書その他所管行政庁が必要と認める図書

（新設）

（特殊の構造又は設備を用いる建築物の認定の申請）

第十六条　法第二十三条第一項の申請をしようとする者は、別記様式第二十七による申請書に第二十条第一項の評価書（以下単に「評価書」という。）を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

（評価書の交付等）

第二十条　登録建築物エネルギー消費性能評価機関は、評価を行ったときは、別記様式第三十一による評価書を申請者に交付しなければならない。

2　（略）

3　第一項に規定する評価書の交付については、登録建築物エネルギー消費性能評価機関の使用に係る電子計算機と交付を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクの交付によることができる。

第四節　住宅事業建築主の新築する一戸建ての住宅に係る措置

（新設）

（新設）

（新設）